

お知らせ

平成 20 年 7 月 10 日
農 林 水 産 省

平成 20 年度食品表示ウォッチャーの公募について

農林水産省では、消費者の方々の日常の買い物の機会等を利用して、食品表示状況の監視を行う「食品表示ウォッチャー」（食品表示適正化対策委託事業※）を公募することとしました。

このことについて、本日、社団法人日本農林規格協会（JAS協会）が別添のとおりプレスリリースを行いましたのでお知らせします。

※ 公募による企画競争の結果、JAS協会に当該事業を委託しております。

プレスリリース

平成 20 年 7 月 10 日
社団法人 日本農林規格協会

平成 20 年度食品表示ウォッチャーの公募について

1. 趣旨

当協会では、農林水産省の委託※を受けて、消費者の方々の日常の買い物の機会等を利用して、食品表示状況の監視を行う「食品表示ウォッチャー」（食品表示適正化対策事業）を公募することとしました。

※ 平成 20 年度食品表示適正化対策委託事業（公募による企画競争の結果、当協会に委託されたものです。）

2. ウォッチャーの活動内容

ウォッチャーとしての活動は、近隣の食品販売店において、食品表示の状況を日常的にモニタリングしていただき、生鮮食品の原産地表示や加工食品の義務表示事項の欠落等の不適正な食品表示の実態について、最寄りの関係機関（※）あて、所定の様式に従い、具体的な情報を速やかに御提供いただくものです。

これらの提供していただいた情報に基づいて、必要に応じて、関係機関（※）が調査・指導等を行います。

また、ウォッチャーとしての活動状況について、定期的に J A S 協会あてに御報告いただきます。

御提供いただいた情報については、ウォッチャーの皆様に御迷惑のかからないよう、その取扱いには細心の注意を払います。

なお、プライバシーの保護や公正中立な活動の確保の観点から、ウォッチャーの氏名、住所等は非公開としています。

※地方農政局消費・安全部表示・規格課（沖縄県の方は内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課、北海道の方は北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課）、地方農政事務所消費・安全部表示・規格課（北海道農政事務所を除く）

3. 応募資格

ウォッチャーに応募できる方は次のとおりです。

- (1) 満20歳以上の方
- (2) 日本国内に居住されている方
- (3) 不適正な食品表示の情報提供と食品の表示状況に関する毎月の報告の実施が可能な方
- (4) 平成20年度に都道府県が実施する食品表示ウォッチャーに応募または委嘱されていない方（過去の経験者は可）
- (5) 平成20年度に農林水産省が実施する消費者モニターでない方（過去の経験者は可）
- (6) インターネットのホームページの閲覧及び電子メール機能（いずれも携帯電話及びフリーメールは除く）を日本語で利用できる方
- (7) インターネットを活用した初期研修、臨時研修を自宅等のパソコンにより受講可能な方
- (8) (7)における自宅等のパソコン（携帯電話は不可）の環境が以下の要件に合致すること
 - ①OS : Windows98 Second Edition 以降
 - ②ブラウザ : Internet Explorer5.5 Service Pack2 以降
 - ③JAS協会ウェブサイト上のウォッチャー募集ページ（下記「5. 応募方法」参照）における模擬研修の視聴が可能なこと

4. 公募（委嘱）予定人数及び委嘱期間

約1,000名を予定しています。

委嘱の期間は、委嘱した日から平成21年3月23日までです。

5. 応募方法

JAS協会のウェブサイト (<http://www.jasnet.or.jp/>) にアクセス後、ウォッチャー募集ページへお進みいただき、画面の説明に従ってインターネット上で応募いただきます。

6. 募集期間

平成20年7月10日（木）から同年8月6日（水）まで（当日16時受信まで有効）

7. その他

ウォッチャーは、JAS法等に基づく立入検査や調査を行うものではありません。

【問い合わせ先】

社団法人 日本農林規格協会

担当者：^{ふたくち}二口、内山

URL : <http://www.jasnet.or.jp>

電話 : 03-3249-7120